

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められるなか、当社は従来から少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指し、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。今後も、経営の透明性と効率性を高めることにより、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーに対して、調和のとれた対応をとりながら、更に企業競争力の強化を図り、また、経営の公正さを高めるために積極的、迅速な情報開示に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

機関投資家や海外投資家等の比率が相対的に低いことを勘案し、現時点では、議決権電子行使プラットフォームや招集通知の英訳を実施しておりません。

今後についても、株主構成を勘案し、検討してまいります。

【原則3-1-(5)】

社外取締役及び社外監査役候補者については、定時株主総会招集通知の参考書類に個々の選任・指名の説明を記載しております。その他の新任の取締役及び監査役候補者については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、政策保有株式について、取引関係の維持・強化を目的に、必要と認める会社の株式を保有することを方針としています。

同株式の保有の継続等については、当社の事業の状況や保有先との取引の状況、株式の市場価額等を勘案し、毎年取締役会で検証しております。

また、議決権の行使につきましては、画一的な基準は設けず、取引関係の維持・強化という株式保有の目的に資するかどうかという観点から、その内容を決定しております。

【原則1-7】

当社では、役員や主要株主等との取引を行う場合には、法令及び社内規程等に則り、必要に応じて、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会での承認を得る体制となっており、当社及び株主共同の利益を害することがないよう、十分な審議を行っております。

また、その取引条件等は、有価証券報告書で開示しております。

【原則3-1】

(1)当社グループは、創業以来「高品質の塗料を適正価格で提供する」ことを基本に、たゆみない技術開発と着実な営業努力を積み重ね、常に無借金体制を基本とした堅実で安定した経営を行ってまいりました。

そうした経営基盤の背景には「機械に出来ることは機械に任せ、社員には人間本来の能力、創造力を大いに発揮してもらう」との経営理念に基づいた省力化、合理化さらには効率化の徹底した追求があります。

そのために、常に最新の設備の導入や、生産性を高めるシステム化を実施し、事務関係におけるコンピューター化、オンライン化も率先して進めてきました。こうしたチャレンジ精神のもとに、市場における情報力を高め、「車両用塗料」、「建築用塗料」、「工業用塗料」、「家庭用塗料」の4本柱を中心に、常にマーケットニーズに合致した製品開発を推し進めております。地球環境問題は、年々その重要性を増しており、今後も、人と環境にやさしい塗料づくりを目指して、ハード、ソフトの両面から一層の充実を図り、色彩提供産業の一員としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

(2)コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められるなか、当社は従来から少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指し、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。今後も、経営の透明性と効率性を高めることにより、株主、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーに対して、調和のとれた対応をとりながら、更に企業競争力の強化を図り、また、経営の公正さを高めるために積極的、迅速な情報開示に努めてまいります。

(3)取締役の報酬等は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、役職や業績、社会水準等を総合的に勘案のうえ、社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会で決定されています。

(4)取締役及び監査役には、人格・見識に優れ、豊富な知識と経験等を有する人物を候補者として選任しており、代表取締役社長が候補者と面談を行ったうえで、社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会で審議し、決定しております。なお、監査役候補者の選任にあたっては、監査役会との十分な協議を行ったうえで、その同意を得る体制となっております。

(5)コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由をご参照ください。

【補充原則4-1-1】

法令及び定款で定められた事項、株主総会で取締役会に委任された事項、重要な業務執行の決定等については、取締役会規則に基づき、当社の取締役会で判断し、決定しております。具体的には、株主総会の招集や役員の選任、支店の設置、財務諸表の承認、重要な契約の締結等は、取締役会の決議事項となっております。

経営陣は、これら以外の事項について、稟議規程に従い、業務執行を行っております。

【原則4-8】

当社の取締役会は、7名の取締役からなり、うち2名が独立社外取締役であります。
独立社外取締役には、専門的な知識や経験を有する法曹関係者、学識経験者等が選任され、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しています。

【原則4-9】

当社の社外取締役及び社外監査役は、本人又は二親等内の親族が、現在又は過去3年間において、以下に該当していないことを選任基準とし、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

1. 当社グループやその業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
2. 当社グループの大株主又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先、借入先、又はその業務執行者
4. 当社グループより役員報酬以外に多額の報酬や寄付を受けている者、又はその業務執行者

※主要とは、当社グループの最終事業年度における年間連結売上高の2%を超えるものをいう。

※多額とは、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は最終事業年度における年間連結売上高の2%を超えるものをいう。

【原則4-11-1】

当社は従来から少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指しており、定款で取締役を8名以内と定めております。社内の取締役及び社外取締役ともに、国籍、性別等を問うことなく、人格・見識に優れた人物であることを求めており、社内の取締役については、担当職務のバランス等を考慮したうえで、豊富な業務上の専門知識と経験等を有する人物を候補者として選任しております。また、社外取締役については、専門分野における豊富な知識と経験を有する法曹関係者、学識経験者等から客観的・中立的な立場で経営監視をしていただくことができる人物を候補者として選任しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、社外取締役及び社外監査役を含む取締役及び監査役の重要な兼職の状況を、毎年、定時株主総会招集通知や有価証券報告書にて開示しております。また、取締役及び監査役の兼任数が合理的な範囲に留まるよう、適宜確認しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、アンケート方式による自己評価を実施し、その回答に基づき取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。その結果の概要は以下のとおりで、総じて肯定的な評価がなされており、取締役会の実効性は確保されているものと考えます。

- ・取締役会では、重要な経営課題に関して時間をかけて説明を行い、適正な決議がなされている。
- ・取締役会の運営方法や人数、開催頻度等は概ね適切である。一方で、議案数や資料のボリューム等については、改善すべき部分があり、審議の更なる効率性向上を図る必要がある。

【補充原則4-14-2】

取締役及び監査役は、それぞれの担当範囲を中心に、社外の研修やセミナー、意見交換会等に積極的に参加し、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識の取得を行なっています。

なお、これらに係る費用等は、会社で負担し、取締役及び監査役の積極的な知識の取得等を支援しています。

【原則5-1】

当社は、株主からの対話(面談)の申込みがあった場合には、IRを統括する管理担当取締役が対応することを基本としており、決算発表前の時期等を除いて、適宜対応しております。

株主との対話(面談)の状況については、経営会議や取締役会等での報告を行い、情報を共有しております。

また、株主との対話を促進するために、積極的かつ公正な情報開示を行うとともに、中間報告書や年次報告書を発行し、情報開示の充実に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
辻不動産株式会社	7,860,950	35.73
ケミコ株式会社	2,025,846	9.21
辻 信一郎	869,100	3.95
ロック共栄会	772,900	3.51
ロック商事株式会社	402,120	1.83
ピーアイエー株式会社	306,000	1.39
名出 草苑子	292,400	1.33
松井 朋子	282,400	1.28
旭化成ケミカルズ株式会社	240,000	1.09
辻 恵美子	200,000	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
鈴木 祐一	弁護士								○			
本橋 健司	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 祐一	○	当社と顧問契約を締結している八重洲総合法律事務所の弁護士ですが、同事務所への支払報酬額は少額であり、独立性に影響を及ぼすものではありません。	弁護士として法律に関する専門知識と豊富な経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて経営監視が可能であり、且つ一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、社外取締役に選任すると共に独立役員に指定しております。
本橋 健司	○	—	芝浦工業大学工学部建築工学科教授として高い見識と経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて経営監視が可能であり、且つ一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、社外取締役に選任すると共に独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接に連携を取り合い、必要に応じて監査役会を開催することで、監査の実効性を高めております。また、会計監査人の監査実施時に、会計監査人と常勤監査役が監査計画、監査実施状況等の相互連絡を行い、その結果を常勤監査役は他監査役に連絡、報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
池田 健二	税理士														
中川 元	弁護士										○				
奥井 敏幸	税理士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田 健二	○	—	税理士として財務会計に関する専門知識と豊富な経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて経営監視が可能であり、且つ一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、社外監査役に選任すると共に独立役員に指定しております。
			弁護士として法律に関する専門知識と豊富な

中川 元	○	当社と顧問契約を締結している異・中川法律事務所の弁護士ですが、同事務所への支払報酬額は少額であり、独立性に影響を及ぼすものではありません。	経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて経営監視が可能であり、且つ一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、社外監査役に選任すると共に独立役員に指定しております。
奥井 敏幸	○	——	税理士として財務会計に関する専門知識と豊富な経験を有していることに加え、当社及び当社経営陣から独立した地位を有していることから、客観的・中立的立場にて経営監視が可能であり、且つ一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断し、社外監査役に選任すると共に独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

当社は、会社業績等を踏まえ、役員賞与を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	--------------------

平成28年3月期における取締役および監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

取締役 7名 138百万円
 監査役 2名 8百万円
 社外役員 5名 14百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。取締役の報酬等は各取締役の役職、業績、社会水準等を総合的に勘案のうえ、決定しております。また、監査役の報酬等は監査役の協議で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート及び情報伝達等は、経理部が随時行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、平成28年6月30日現在7名の取締役からなり、うち2名は社外取締役であります。取締役会は、法定の開催回数よりも多く随時開催しており、経営に関する重要な事項の決定ならびに進捗を管理しております。取締役は、取締役会の決定事項に基づく経営目標を定め、月次及び四半期業績の管理を行うとともに、業務の執行状況を取締役に報告しております。また、当社は経営会議を月1回開催し、経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を審議することにより、代表取締役及び取締役会を補佐しております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役会を設置しております。監査役は4名で、うち1名は常勤監査役であります。非常勤監査役の2名は税理士、1名は弁護士で、その3名は社外監査役であります。監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席し、経営上の重要な意思決定や業務の執行状況の把握に努め、必要と判断される要請を行うなど、取締役の業務執行について、適法性・妥当性の観点から監査を行っております。

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

法務関係では、顧問契約を結んでいる弁護士より、適宜、法律や法務のアドバイスを受けております。

会計監査については、ひびき監査法人と監査契約を締結し会計監査を受けており、業務を執行した公認会計士は、代表社員 業務執行社員 堀亮三、代表社員 業務執行社員 加藤功士の2名であります。また、当事業年度の会計監査業務に係る補助者は公認会計士5名であります。

内部監査については、社長の指示に基づき、内部監査室(6名)を中心とし、監査役と連携し、全部門を対象に業務監査を実施しており、監査結果は社長、監査役に報告しております。

なお、子会社の業務の適正を確保するための体制整備として、当社は、グループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及び当社グループ各社間での協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう管理する体制となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は従来から少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指し、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底を図っております。そのため、現状の体制を基本に、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催3週間前に発送しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、その他適時開示資料	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、事業を営む上で、さまざまなステークホルダーの立場を尊重し、また信頼を獲得するための「企業行動憲章」を制定し、高い倫理観のもとで企業価値を高めて参ります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムについて以下のとおり基本方針を定め、業務を適正かつ効率的に推進するため、当社の実情に適合した有効な内部統制システムの整備に努めております。

(1) 当社並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、1. 社会に有用な製品、サービスを提供し顧客の満足と信頼を獲得する。2. 公正、透明、自由な競争を行い適正な取引を実現する。3. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、個人情報の保護につとめて、企業情報を積極的かつ公正に開示する。4. 地球環境へ配慮し、これに積極的に取り組む。5. 「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動を行う。6. 従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保するとともに従業員の人格、個性を尊重する。7. 国際文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する。

以上7原則の行動規範に基づき、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス推進委員会においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に研修等を通じ、指導しております。

また、重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役会規則や稟議規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存しております。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、リスク状況の監視及び全社的対応は取締役会が行うものとしております。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、従来から少数の取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を目指し、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底を図っております。

また、取締役会において取締役、使用人が共有する全社的な目標を定めております。更に、当社においては取締役会の意思決定への寄与を目的とした経営会議を必要に応じて設置する体制となっております。

(5) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社の関係会社管理規程に基づき、当社子会社の経営上の重要な事項の実施には、事前に当社と協議のうえ承認を得る体制となっております。

また、当社は、当社子会社の経営状況その他の事項について、当該子会社に必要な報告を求めることとしております。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及び当社グループ各社間での協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう管理する体制となっております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、監査役の職務を補助する組織を経理部としております。

また、使用人の人選等については、監査役と取締役が協議して決定することとしており、当該使用人の人事考課については、監査役の意見を反映することとしております。

(8) 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容を随時、速やかに報告するものとしております。

(9) 上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しております。

(10) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

(11) その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して監督を行い、稟議書その他業務執行に関する重要な文書等を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとしております。

また、監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接に連携を取り合い、必要に応じて監査役会を開催することで、監査の実効性を高めております。

更に、会計監査人の監査実施時に、会計監査人と常勤監査役が監査計画、監査実施状況等の相互連絡を行い、その結果を常勤監査役は他監査役に連絡、報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度を取り、反社会的勢力に経済的な利益を供与しないことを基本としております。

また、平素より外部専門機関及び地域企業等と連携して情報の共有化を図り、反社会的勢力排除に取り組むとともに、企業行動憲章、社員倫理規程を制定し、役員及び全ての従業員の意識啓発と体制整備を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

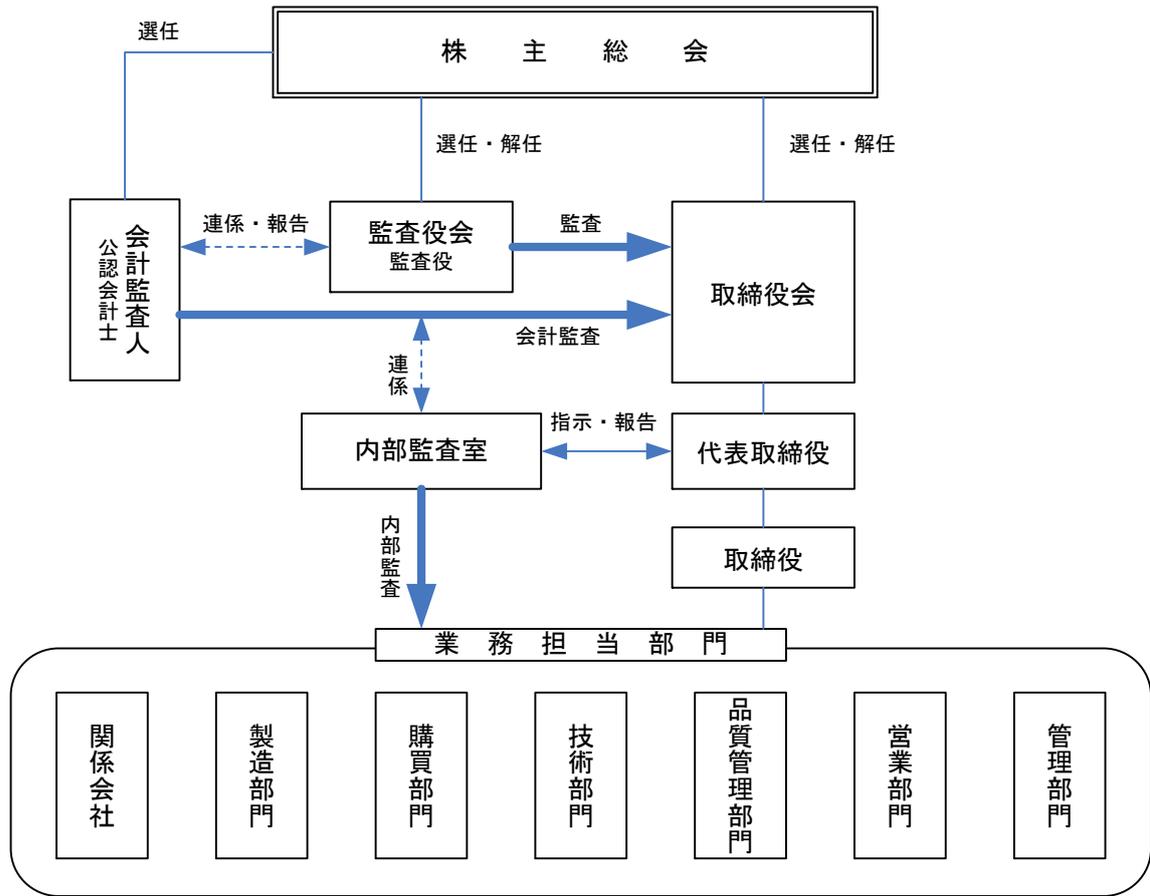
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制についての模式図



適時開示体制についての模式図

